各廃棄物毎の海洋投入	削減に向けた	取組等の状況
口儿太10円以四十1以八		. 4入 小口 マナ マノ 1八 ノハ

本資料は、各廃棄物の関係省庁に対してアンケート調査を行い、その結果をとりまとめたものである。

廃棄物の分類品目	廃弾薬	
廃棄物の一般的な	自衛隊から生ずる不良弾、不用弾	自衛隊から生ずる不良誘導弾等
名称		
廃棄物の発生する		
過程		
海洋投入処分の状	実績あり	実績あり
況		
廃棄物の発生から	・陸上自衛隊:不用弾を納めた容器	・誘導弾のチェック(横須賀、佐世
海洋投入までのフ	をコンクリートで密封し、海上自	保)→不合格→修理不能→弾薬庫
ロー	衛隊に依頼→海上自衛隊の艦船に	に集積→輸送船等の艦艇に積載
	積載し、海中へ投入	→投入海域にて投入
	・海上自衛隊:不用弾を納めた容器	・訓練射撃による弾頭部組替え→
	に穴をあけ確実に沈下するよう処	不要弾頭部の発生→弾薬庫に集
	置→艦船に積載し、海中へ投入	積→輸送船等の艦艇に積載→投
		入海域にて投入
発生総量**	約980トン	約8.0トン(注)
海洋投入処分量**	約616トン	約8.0トン(注)
有効利用量※	0トン	0トン
海洋投入以外の処	約364トン	0トン
分量**	陸上処分	
	・自隊処理	
	爆破処理 約213トン	
	• 民間委託	
	爆破処理 約124トン	
	化学処理 約27トン	
廃棄物の発生者	自衛隊	自衛隊
海洋投入処分の処	自衛隊	自衛隊
理者		
海洋投入処分の今	以下の場合に海洋投入処分を中止	当面、海洋投入処分を中止する予定
後の見込み	する予定	はない。
		・誘導弾の訓練射耗等により発生
	効し、国内法令が整備される目途	した不用弾薬の発生(平成16年
	がたつこと。	10月)が予測される。また、不
	・予算が確保されるとともに、国内	良判定弾の不時発生が予測される
	において所要量を陸上処分するた	ことから今年度についても海洋投
海洲和 La 八 目 Wil	めの受注体制が整うこと。	入処分が発生する。 株人物の(早間巻巻金巻) 豊田の第
海洋投入処分量削減な点はな事物	平成9年度から陸上処分を試行的	陸上処分 (民間業者委託) 費用の取
減に向けた取組	に実施	得
96年議定書への		
対応を検討する際に表慮するまます。		
に考慮すべき事項		
等	7十/4元: 广:	7+/4·
関係省庁	防衛庁	防衛庁

(注) 自衛隊から生ずる不良弾、不用弾の量の内数

廃棄物の分類品目	廃火薬類
廃棄物の一般的な	猟銃用残火薬類等
名称	
廃棄物の発生する	銃砲所持者が有害鳥獣駆除等の目的で火薬類を購入。火薬類を消費する
過程	ことを要しなくなったため、不要火薬類となったもの。
海洋投入処分の状	自衛隊の処理を依頼しているため詳細は不明であるが、海洋投入処分を
況	していると、防衛庁から聞いている。
廃棄物の発生から	有害鳥獣捕獲許可期間の終了、銃砲所持の自主的なとりやめ、来日した
海洋投入までのフ	
ロー	察において所持者から廃棄依頼を受理→自衛隊へ処理依頼
発生総量*	ライフル実包 37,922個
	散弾実包 262,677個
	けん銃実包 6,573個
	銃用空砲 4, 154個
	銃用雷管 71,554個
	建びょう銃 159,940個
	雷管 5,057個
	その他火工品 10,963個
	銃用火薬 151, 229 g
	一般火薬 124,508g
海洋投入処分量**	不明
有効利用量※	不明
海洋投入以外の処	不明
分量**	
廃棄物の発生者	銃砲所持者
海洋投入処分の処	自衛隊が海洋投入処分していると防衛庁から聞いている
理者	
海洋投入処分の今	
後の見込み	
海洋投入処分量削	
減に向けた取組	実包の計画的購入、射撃場での撃ち尽くし等を継続して呼びかけてい
96年議定書への	火薬類による犯罪等を防止するため、着実に不要火薬類を回収、廃棄し
対応を検討する際	うる陸上処理体制の構築が必要である。
に考慮すべき事項	
等	数点片
関係省庁	警察庁

※: 平成13年実績

廃棄物の分類品目	第二次大戦に起因する不発弾、旧日本軍の弾薬
廃棄物の一般的な 名称	不発弾
^{名称} 廃棄物の発生する	
一発来物の先生する 一過程	
海洋投入処分の状	実績あり
況	大順のサ
廃棄物の発生から	
海洋投入までのフ	衛隊に対応依頼→自衛隊が出動、安全化処理・回収→海上自衛隊の艦
ロー	船により海洋投入
	不発弾の発見→不発弾のうち、少量の実包等で直ちに爆発する危険性
	が無く、発見現場における警戒措置を必要と認めない物については、
	自衛隊において直ちに回収せず、また、他に保管する主体もないため、
	事実上、警察で一時保管し、猟銃用残火薬類とともにまとめて自衛隊
	に処理を依頼している
発生総量**	・約65.9トン
	・少量の実包等で警察で一時保管したものは4,752個(H13)
海洋投入処分量**	約30.2トン
有効利用量※	0トン
海洋投入以外の処	約35.7トン 陸上処理(爆破処理)
分量**	
廃棄物の発生者	
海洋投入処分の処	自衛隊
理者	Many that the base of the base
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定はない。
後の見込み	・正確には、政府の関係省庁間あるいは地方公共団体との間において検
	討すべき事項であり、防衛庁・自衛隊では判断しかねる(仮に、現時
	点で海洋投入処分が中止された場合、自衛隊は、その処理能力を超える分については、不発弾処分の協力はできない。)。(防衛庁)
海洋投入処分量削	る方にういては、小光呼処方の励力はてきない。/。(例解月)
減に向けた取組	
96年議定書への	①そもそも不発弾は国が責任をもって処分すべきものであること
対応を検討する際	②地方公共団体は不発弾の除去及び最終処分を行うこととされてお
に考慮すべき事項	らず、議定書の締結により、現在自衛隊が行っている不発弾の除去
等	及び最終処分に係る追加処理経費(陸上処理経費)を地方が負担す
	る理由は全くないことから、国において陸上処理体制を整備すると
	ともに、追加処理経費についても国が負担すべき (総務省)
	・政府の関係省庁間あるいは地方公共団体との間において、陸上におい
	て発見される不発弾の陸上処理体制について現実的な検討を進めるこ
	とが必要ではないか。(防衛庁)
	・陸上処理体制の構築に合わせ、直ちに爆発の危険性がないと認められ
	る不発弾の具体的処理方法の明確化。陸上処理体制移行に伴う、警察
HH (S. II)	が一時保管している不発弾の引継方法の明確化(警察庁)
関係省庁	総務省、防衛庁、警察庁

廃棄物の分類品目	押収爆発物
廃棄物の一般的な	けん銃実包、ライフル実包、散弾実包、雷管、ダイナマイト、銃用火薬、
名称	黒色火薬、一般火薬など
廃棄物の発生する	・刑事事件において押収された爆発物等で、一般的に司法警察員からの
過程	事件送致の際に各検察庁において証拠品として受入手続きを行って
	いる。(法務省)
	・押収物のうち没収により検察庁に引き継がれずに国庫に帰属したも
	の(最高裁判所)
海洋投入処分の状	・実績あり(法務省、防衛庁)
況	・(少なくとも昭和36年頃から)海洋投入処分の実績はなく、今後と
	も海洋投入処分の見込みはない(最高裁判所)
廃棄物の発生から	・検察庁においては、押収された爆発物の約8割以上を陸上自衛隊に処
海洋投入までのフ	分依頼しており、これ以外は、警察に対し、けん銃とともに引き継い
ロー	だり、検察庁が独自に専門業者に処分依頼している。(法務省)
	・検察庁、裁判所から警察に引き継ぎ→猟銃用残火薬類とともにまとめ
	て自衛隊に処理を依頼(警察庁)
	- ・自衛隊に延星を依頼(音祭月) - 自衛隊に回収依頼(官庁間協力)→自衛隊が回収→海上自衛隊の艦船
	により海洋投入(防衛庁)
発生総量※	・約0.9トン(防衛庁)
	・約385kg。うち、約322kgを自衛隊に依頼。(法務省、平成
	13年)
	・散弾実包 224個、けん銃実包 5,906個、銃用空砲 10個、
	・ 統
	察庁、平成13年実績)
海洋投入処分量**	・約0.5トン (防衛庁)
は一次人で万里	・法務省から自衛隊に処分を依頼した廃棄物のうち、過去の実績から約
	264kgが海洋投入処分されたと想定。(法務省)
有効利用量**	0トン
海洋投入以外の処	・約0.4トン 陸上処分(焼却処理)(防衛庁)
分量**	・警察庁へ引き継ぎ、専門業者に処分委託(法務省)
廃棄物の発生者	警察等司法関連機関
海洋投入処分の処	自衛隊
理者	
海洋投入処分の今	爆発物等の押収・没収の関係機関である警察庁及び都道府県警察、検察
後の見込み	庁、裁判所等において対応を検討中と聞いている。(防衛庁)
海洋投入処分量削	
減に向けた取組	
96年議定書への	各種爆発物を処理することが可能な業者が全国的に限られている等,
対応を検討する際	陸上処理体制整備の面で立ち後れている感があると思料される。現行
に考慮すべき事項	の処理業者のみで果たして適宜適切に対応できるか疑義がある。(法
等	務省)
	・裁判所においては、従前、けん銃の実包等の押収爆発物の処分を、防
	衛庁の協力を得て、同庁に委託して実施してきたが、本議定書に対す
	る対応が問題となった時点以降、従前のように防衛庁に委託して処分
	することが困難となったため、現在では、処分を保留したまま、押収
	爆発物を保管しているのが実情である。(最高裁判所)
関係省庁	法務省、最高裁判所、防衛庁
	The contract of the contract o

廃棄物の分類品目	不燃性一般廃棄物	
廃棄物の一般的な	ごみピット汚水	ためます汚水
名称		
廃棄物の発生する	一般廃棄物処理施設のごみピット	単独浄化槽を設置する家庭の雑排
過程	にたまった汚水	水の沈殿槽にたまった汚泥
海洋投入処分の状	実績あり	実績あり
況		
廃棄物の発生から	廃棄物処理施設→投入船	各家庭→し尿と併せて収集運搬→
海洋投入までのフ		中継槽→投入船
ロー		
発生総量※	不明	不明
海洋投入処分量※	不明	不明
有効利用量※	不明	不明
海洋投入以外の処	ごみピットにたまった汚水はごみ	通常は、一般ごみとして市町村のご
分量**	処理施設で処理するか、下水道放流	み処理施設で処理される。
	が一般的である。	
廃棄物の発生者	地方自治体 平成12~14年度	地方自治体 平成12~14年度
	で2自治体	で1自治体
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者	廃棄物処理業者
理者		
海洋投入処分の今	陸上処分への移行は可能	
後の見込み		
海洋投入処分量削	特に行っていない	
減に向けた取組		
96年議定書への		
対応を検討する際		
に考慮すべき事項		
等		
関係省庁	環境省	環境省

 廃棄物の分類品目 浄化槽に係る汚泥・し尿 廃棄物の一般的な 浄化槽に係る汚泥・し尿 廃棄物の発生する 過程 海洋投入処分の状 沢 廃棄物の発生から 海洋投入までのフロー 発生総量* 有効利用量* 有効利用量* 有対入以外の処 と 1 のののは 1 に対し、 1 に対し、 1 に対し、 1 に対し、 2 のののは 1 に対し、 2 のののは 1 に対し、 2 のののは 1 に対し、 2 のののを 1 に対し、 2 のののは 1 に対し、 2 のののを 3 のののを 4 に対し、 2 のののを 4 ののの
 名称 廃棄物の発生する 過程 海洋投入処分の状況 廃棄物の発生から 海洋投入までのフロー 発生総量* 31,518,000kl 海洋投入処分量* 1,498,000kl 有効利用量* 71,000kl 海洋投入以外の処分量* 29,949,000kl 大量* 上尿処理施設 27,907,000kl 上尿処理施設 27,907,000kl 下水道投入 1,545,000kl 廃棄物の発生者 地方自治体 282自治体 海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
廃棄物の発生する 過程 海洋投入処分の状 況 廃棄物の発生から 海洋投入までのフロー 発生総量* 31,518,000kl 海洋投入処分量* 1,498,000kl 有効利用量* 71,000kl 肥料 海洋投入以外の処 分量* 29,949,000kl 一下水道投入 1,545,000kl 下水道投入 1,545,000kl 廃棄物の発生者 地方自治体 282自治体 海洋投入処分の処 廃棄物の死生者 地方自治体 282自治体
過程 海洋投入処分の状 況 廃棄物の発生から 海洋投入までのフロー 発生総量* 31,518,000kl 海洋投入処分量* 1,498,000kl 有効利用量* 71,000kl 肥料 海洋投入以外の処 分量* 29,949,000kl し尿処理施設 27,907,000kl 下水道投入 1,545,000kl 廃棄物の発生者 地方自治体 282自治体 海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
海洋投入処分の状況 廃棄物の発生から

 廃棄物の発生から 海洋投入までのフロー 発生総量* 有対利用量* 有対利用量* 有対利用量* 有対利用量* 力量* し尿処理施設 27,907,000kl 下水道投入 1,545,000kl 廃棄物の発生者 地方自治体 282自治体 海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
海洋投入までのフロー名生総量*31,518,000kl海洋投入処分量*1,498,000kl有効利用量*71,000kl 肥料海洋投入以外の処分量*29,949,000kl少量*し尿処理施設 27,907,000kl下水道投入 1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
発生総量**31,518,000kl海洋投入処分量*1,498,000kl有効利用量*71,000kl 肥料海洋投入以外の処分量*29,949,000kl力量*し尿処理施設 27,907,000kl下水道投入 1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
海洋投入処分量**1,498,000kl有効利用量**71,000kl肥料海洋投入以外の処分量**29,949,000klし尿処理施設 27,907,000kl下水道投入 1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
有効利用量**71,000kl 肥料海洋投入以外の処分量*29,949,000klし尿処理施設 27,907,000kl下水道投入 1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
海洋投入以外の処 29,949,000kl 分量*
分量**し尿処理施設 27,907,000kl下水道投入 1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
下水道投入1,545,000kl廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処廃棄物処理業者
廃棄物の発生者地方自治体 282自治体海洋投入処分の処廃棄物処理業者
海洋投入処分の処 廃棄物処理業者
理者
海洋投入処分の今 平成19年2月までに、海洋投入処分を中止する予定。
後の見込み ・廃掃法施行令の改正により、海洋投入処分の禁止が平成14年2月に
施行されたが、海洋投入処分を中止するためには陸上での処理施設の
確保が必要であることから、5年の経過措置を設けている。
海洋投入処分量削 陸上処理に移行するために、汚泥再生処理センター、し尿・浄化槽汚泥
減に向けた取組 高度処理施設の整備に対し国庫補助を行っている。
96年議定書への し尿・浄化槽汚泥の海洋投入処分禁止については、陸上処理施設の整
対応を検討する際 備と関連しており、平成19年2月以前の全面対応は難しい。
に考慮すべき事項
等
関係省庁 環境省

廃棄物の分類品目	砂糖製造業の廃糖蜜廃液
廃棄物の一般的な	廃液
名称	
廃棄物の発生する	前処理によって精製された糖蜜から、クロマト分離装置により蔗糖分を
過程	分離回収。その回収した後に残る液体が廃液となる。
海洋投入処分の状	実績あり
況	
廃棄物の発生から	廃液→タンク→輸送用ダンプ、積載ダンプにて海岸まで→受けタンク→
海洋投入までのフ	タンカー→指定海域にて投棄
ロー	
発生総量※	1, 338トン
海洋投入処分量※	1, 262トン
有効利用量※	75トン 健康飲料原材料(研究用)向けに販売
海洋投入以外の処	0トン
分量**	
廃棄物の発生者	砂糖製造業者 1事業者
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者 1事業者
理者	
海洋投入処分の今	2003年までに海洋投入処分を中止する予定。(最後は2003年6
後の見込み	月)
海洋投入処分量削	
減に向けた取組	
96年議定書への	
対応を検討する際	
に考慮すべき事項	
等	
関係省庁	農林水産省

廃棄物の分類品目	焼酎の蒸留粕
廃棄物の一般的な	焼酎粕
名称	
廃棄物の発生する	焼酎乙類製造工程の蒸留工程終了時
過程	
海洋投入処分の状	実績あり
況	
廃棄物の発生から	蒸留粕の発生(焼酎乙類製造工場)→焼酎粕を廃棄物処理業者へ引き渡
海洋投入までのフ	し→海洋投入(廃棄物処理業者)
ロー	
発生総量**	509, 261トン
海洋投入処分量※	118, 958トン
有効利用量※	187,280トン 処理施設において肥料、飼料化
海洋投入以外の処	203,023トン 畑土還元、焼却
分量**	
廃棄物の発生者	焼酎乙類製造業者 54事業者
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者 5事業者
理者	
海洋投入処分の今	2004年までに海洋投入処分を中止する予定
後の見込み	・2004年までには、現在海洋投入している焼酎粕を陸上処理できる
	施設の導入が図られるため
海洋投入処分量削	焼酎乙類業界としては、2004年までには焼酎粕を陸上処理に移行
減に向けた取組	できるよう陸上処理施設の導入を進めているところである。
96年議定書への	96年議定書対応に向けた法律の改正等が行われ、環境影響評価を実
対応を検討する際	施することにより海洋投入の継続が可能となる場合には、環境影響評価
に考慮すべき事項	の実施に当たっては多額の資金と労力が必要になると予想される。海洋
等	投入を行っている焼酎乙類業者は小規模零細業者であり、環境影響評価
	の実施は困難であると考えられることから、改正法の施行については、
	2005年以降とするよう考慮していただきたい。
関係省庁	国税庁

※:平成14酒造年度(7月1日~6月30日)実績

廃棄物の分類品目	赤泥
廃棄物の一般的な	赤泥 (ボーキサイト残さ)
名称	
廃棄物の発生する	アルミナを製造する工程において、ボーキサイトに苛性ソーダを加え、
過程	水酸化アルミニウムを抽出した不溶解残さ
海洋投入処分の状	実績あり
況	
廃棄物の発生から	苛性ソーダによりアルカリ性となっているボーキサイト残さを塩酸・硫
海洋投入までのフ	酸で中和した後、船にて海洋投入
ロー	
発生総量*	1,697,555トン
海洋投入処分量**	1, 695, 555トン
有効利用量※	2,000トン セメント製造時の鉄源として利用
海洋投入以外の処	0トン
分量**	
廃棄物の発生者	アルミナ製造業者 3事業者
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者 3事業者
理者	
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定はない
後の見込み	・現時点では、有効な代替処分または有効利用方法が存在しないため
海洋投入処分量削	セメント製造時の鉄源としての利用を拡大するための試験等
減に向けた取組	ボーキサイトをアルミナ含有量が高いものに切り替え赤泥の発生を削
	減する。
96年議定書への	
対応を検討する際	
に考慮すべき事項	
等	
関係省庁	経済産業省

廃棄物の分類品目	建設汚泥
廃棄物の一般的な	建設汚泥
名称	/ 1, 1, 2
廃棄物の発生する	泥水式シールド工法、連続地中壁工法、場所打杭工法等、泥水を用いる
過程	工法から建設汚泥が生じる。
海洋投入処分の状	実績あり
況	
廃棄物の発生から	建設工事等で建設汚泥発生→建設工事現場から建設汚泥処理施設に運
海洋投入までのフ	搬→建設汚泥処理施設において、海洋投入のための中間処理(受入→沈
ロー	殿→混練(固化剤を投入)→廃棄物排出船へ積込)→廃棄物排出船によ
	り投入
発生総量**	8, 250, 000トン
海洋投入処分量**	1, 080, 000トン
有効利用量※	3, 390, 000トン
	縮減 91万トン
	土質材料や高流動化処理土、骨材、ドレーン材などの製品として利用
	248万トン
海洋投入以外の処	不明 最終処分場にて処分
分量**	
廃棄物の発生者	建設工事の元請け業者 業者数は不明
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者 平成14年に排出実績のある船は5隻
理者	
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定はない
後の見込み	・建設汚泥の処分方法について検討中
海洋投入処分量削	建設リサイクル推進計画2002の適切な実行により建設汚泥の排出
減に向けた取組	抑制及び再資源化等を促進し、処分量の削減を図る。
96年議定書への	
対応を検討する際	
に考慮すべき事項	
等	
関係省庁	国土交通省

廃棄物の分類品目	下水汚泥
廃棄物の一般的な	下水汚泥
名称	
廃棄物の発生する	各家庭、工場→下水処理場→浄水は放流され、汚泥が発生
過程	
海洋投入処分の状	実績あり
況	
廃棄物の発生から	下水処理場→脱水汚泥を処分業者に委託→海洋投入処分
海洋投入までのフ	
ロー	
発生総量**	2, 113, 013トン(乾燥重量)
海洋投入処分量※	1, 232トン(乾燥重量)
有効利用量※	不明
海洋投入以外の処	発生総量の約60%にあたる1,259,548トン(乾燥重量)につ
分量**	いては、緑農地利用や建設資材利用等、再資源化を行っており、残りは
	埋立等の陸上処理を行っている。
廃棄物の発生者	下水道管理者 2 自治体
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者
理者	
海洋投入処分の今	国土交通省としては、陸上埋立、さらにはリサイクルを実施するよう関
後の見込み	係自治体に要請しており、関係自治体は海洋処分の代替となる最終処分
	場を調査しているところ。
海洋投入処分量削	
減に向けた取組	
96年議定書への	
対応を検討する際	
に考慮すべき事項	
等	
関係省庁	国土交通省

廃棄物の分類品目	動植物性残さ	
廃棄物の一般的な	梅漬調味廃液	残さ (内皮・すじ・有機物)、外皮
名称		
廃棄物の発生する	塩蔵梅を脱塩した後、調味液に漬け	かんきつ缶詰製造時の皮除去、選
過程	込み製品とする工程で、調味液を更	別、肉詰めへ至る工程において残
	新する際に発生する	さ・外皮が発生
海洋投入処分の状	実績あり	実績あり
況		
廃棄物の発生から	不要調味液の発生→タンク→廃棄	残さ・外皮の発生(かんきつ缶詰製
海洋投入までのフ	物処理業者の輸送用ダンプで積み	造工場)→残さを廃棄物処理業者へ
ロー	出し業者のタンクまで→分別→良	引き渡し→海洋投入(廃棄物処理業
	品は家畜飼料へ:残りは廃棄物排出	者)
	船により海洋投入	
発生総量※	13,900トン(和歌山県の組合	1, 487トン
	加盟会員82社調査に基づく)	
海洋投入処分量*	4,800トン(同上)アウトサ	170トン
	イダー分については不明	
有効利用量※	9,100トン(同上)調味液へ	1, 194トン
	のリサイクル及び家畜飼料	
海洋投入以外の処	不明(僅かであるが一部を陸上処	123トン 焼却
分量**	理)	
廃棄物の発生者	梅漬製造業者(発生業者数不明)	かんきつ缶詰製造業者 1事業者
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者	廃棄物処理業者
理者		
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定	2004年までに海洋投入処分を
後の見込み	はない	中止する予定。
海洋投入処分量削	陸上処理へ転換すべく努力するが、	
減に向けた取組	海洋投入処分の中止は当面困難と	
	みられる	
96年議定書への		
対応を検討する際		
に考慮すべき事項		
等		
関係省庁	農林水産省	農林水産省
*	平成14年度実績	平成12年度実績

廃棄物の分類品目	家畜ふん尿	
廃棄物の一般的な	家畜排せつ物	
発来物の一般的な 名称		
廃棄物の発生する		
過程		
海洋投入処分の状	実績あり	
況	学表。据证证据(P)、选择集、原在类型、空槽的、机工	
廃棄物の発生から	家畜→排せつ物(尿)→浄化槽→収集業者→運搬船→投入	
海洋投入までのフ		
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5 7 1 1 0 0 0 1) (
発生総量※	5, 711, 000トン	
海洋投入処分量*	4, 170トン	
有効利用量**	4,074,000トン たい肥としての利用量	
海洋投入以外の処	発酵の段階で窒素等が大気中へ発散し重量が減少する。	
分量**		
廃棄物の発生者	畜産農家 2戸	
海洋投入処分の処	廃棄物処理業者 1事業者	
理者		
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定はない	
後の見込み		
海洋投入処分量削	陸上処理については、現在、平成11年に制定された、「家畜排せつ	
減に向けた取組	物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、法適用対象	
	農家へ家畜排せつ物の適正な管理を義務付けるとともに、野積み、素堀	
	り等の不適切な管理を平成16年度中に解消するため、各都道府県は地	
	域の実情に応じた都道府県計画を策定し、計画的な施設整備を実施。	
	これまで、上記施策を推進した結果、家畜ふん尿を海洋投入する主体、	
	海洋投入量は減少しており、その大部分は陸上処理へ移行したものと考	
	えられる。	
96年議定書への		
対応を検討する際		
に考慮すべき事項		
等		
関係省庁	農林水産省	

廃棄物の分類品目	しゅんせつ物	
廃棄物の一般的な	水底土砂	
名称	,	
廃棄物の発生する		漁港における浚渫工事
過程		
海洋投入処分の状	実績あり	実績あり
況		
廃棄物の発生から	浚渫工事→浚渫土砂を運搬→海洋	浚渫工事→浚渫土砂を運搬→海洋
海洋投入までのフ	投入	投入
ロー		
発生総量**	約1,400,000トン	約700,000トン
	水底土砂で、有効利用されるものは	水底土砂で、有効利用されるものは
	基本的に廃棄物の範疇に入らない	基本的に廃棄物の範疇に入らない
	ものであることから海洋投入処分	ものであることから海洋投入処分
	量を記載した。なお、この数字は港	量を記載した。なお、この数字は、
	湾局所管事業のものを対象として	補助事業も含め水産基盤整備事業
	おり、漁港整備、民間等の事業は入	で海洋投入処分されたものを対象
	っていない。	としている。
海洋投入処分量*	約1,400,000トン	約700,000トン
有効利用量**	港湾埋立、養浜、干潟造成、覆砂等	漁港埋立、養浜、干潟造成、覆砂等
海洋投入以外の処		
分量**		
廃棄物の発生者	国土交通省地方整備局 3主体	地方自治体が実施している当該工
	地方自治体(港湾管理者)2自治体	事のうち、100近くで海洋投入処
>\-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		分を行っている(平成14年度)
海洋投入処分の処	発生者と同じ	発生者と同じ
理者		УУ Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т Т
海洋投入処分の今	当面、海洋投入処分を中止する予定	漁港における所要の浚渫工事で発
後の見込み	はない	生する土砂の処分として海洋投棄
	・海洋投入処分を行っている新潟	処分が引き続き必要になる。
	港等においては、港湾工事にお	
	いて所要の浚渫工事で発生する 土砂の処分として海洋投入が引	
	き続き必要となるため	
海洋投入処分量削	港湾整備事業で発生する浚渫土	一般に埋立用材、養浜、干潟造成、
減に向けた取組	砂は、埋立用材、養浜、干潟造成、	覆砂等への利用が困難な場合海洋
1950(C PJ () / C 4X/ML	覆砂等の材料に利用することを基	投入している。なお、漁港で発生す
	本とし、最終的に有効利用が不可能	るしゅんせつ土砂の場合は、水底土
	となる水底土砂のみを海洋投入し	砂の判定基準に適合した「一般水底」
	ている。(海洋投入は、浚渫土砂の	土砂」を海洋投入している。
	約3%)	
	なお、港湾整備事業で発生する浚	
	漢土砂の場合は、水底土砂の判定基 では、水底土砂の判定基	
	準に適合した「一般水底土砂」を海	
	洋投入及び有効利用をしている。	
	147又八又い1月別11月でしている。	

96年議定書への対応を検討する際に考慮すべき事項等	・浚渫物については、その処分方法 として、海洋投入、埋立あるい は有効利用によるほかにない事 情を十分踏まえること	・しゅんせつ土砂については海洋 投入処分が今後も必要となること ・しゅんせつ土砂については、「一 般水底土砂」のみを現場の漁場の 状況に明るい漁協等とも協議の 上適切な場所に海洋投入してい ること ・一般水底土砂の海洋投入処分の 特殊性及び実態を踏まえた適切 なスクリーニング基準の設定、既 存枠組みの活用等を図る必要が あること
関係省庁	国土交通省	農林水産省
*	平成13年度実績	平成14年度実績